関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令

関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第七十四号の二を削る。

別表第九十二号の次に次の一号を加える。

九十二の二　国土交通省及び原子力規制委員会

附　則

この命令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○内閣府厚生労働省令第五号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項前段の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　田村　憲久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第一項第四号ヌ(1)中「第百十四条第一項第四号ハ」を「第百十四条第一項第四号ニ」に改める。

第百十四条第一項第四号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の労働金庫法施行規則第百十四条に規定する説明書類の記載事項は、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

○内閣府農林水産省令第五号

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の三第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項の規定に基づき、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第一条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第一号ニ中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第二条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項第四号ヌ(1)中「第百十二条第四号ハ」を「第百十二条第四号ニ」に改める。

第八十五条の二十四第一項第十八号イ中「（以下このイ及び第百十二条第一項第四号ハ(1)において同じ。）」を削る。

第百十二条第四号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十八条第一項に規定する説明書類の記載事項は、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

第三条　第二条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則第百十二条に規定する説明書類の記載事項は、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

○内閣府経済産業省令第三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十三条の規定に基づき、経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　茂木　敏充

経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令

経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十四年内閣府経済産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

本則に見出しとして「（ガス事業法施行規則の特例）」を付し、本則中「地方公共団体」の下に「（以下「指定地方公共団体」という。）」を、「地域活性化総合特別区域計画」の下に「（同条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画をいう。以下同じ。）」を加え、本則を本則第一条とし、本則に次の一条を加える。

（電気事業法施行規則の特例）

第二条　指定地方公共団体が、法第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第二条に規定する家畜排せつ物をエネルギー源等として利用する事業をいう。以下同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業に係る内燃力を原動力とする火力発電設備に対する電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十八条第四項第四号の規定の適用については、同号中「十キロワット」とあるのは「二十キロワット」とする。